

販売に係る高圧ガスの種類変更届書

1 説明

販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。（高圧ガス保安法（以下、法という。）第20条の7）

なお、「販売をする高圧ガスの種類を変更」した場合でも、次の（イ）から（ハ）までに掲げる同一区分内のガスの種類の変更は、手続き不要となっています。

- （イ） 冷凍設備内の高圧ガス
- （ロ） 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするもの限り（イ）を除く。）
- （ハ） 不活性ガス（（イ）を除く。）

2 届出時期

変更後、遅滞なく

3 様式及び添付書類例

- ・販売に係る高圧ガスの種類変更届書

4 手数料

なし。